### 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２９年（再ロ）第３号**

青森県弘前市大字旭ケ丘２丁目２番地33
再生債務者　田澤　一之
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月５日から平成29年10月26日まで

青森地方裁判所弘前支部

### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２９年（再ロ）第１号**

千葉県茂原市千代田町２丁目３番地11（サンクレイドル茂原1204）
再生債務者　安田　一洋
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年７月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年９月８日まで
平成29年８月25日

千葉地方裁判所一宮支部再生係

**平成２９年（再ロ）第３号**

北九州市戸畑区境川２丁目12番20号
再生債務者　藤田　佑基
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年９月15日まで
平成29年８月25日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

### 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２９年（再ロ）第３号**

鳥取県鳥取市宮長69番地11
再生債務者　谷口　　卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月25日　　鳥取地方裁判所民事部

**平成２９年（再ロ）第４号**

鳥取県鳥取市宮長69番地11
再生債務者　谷口　　香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月25日　　鳥取地方裁判所民事部

**平成２９年（再ロ）第７号**

神奈川県茅ヶ崎市萩園1462番地26
再生債務者　小山　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月25日

横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（再ロ）第２６号**

大阪府東大阪市岩田町５丁目２番25号　ヒリタージュディアマー　206号
再生債務者　池田　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月24日

大阪地方裁判所第６民事部

### 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成29年９月４日　　静岡県教育委員会
1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
高等学校教諭一種免許状（数学）、愛知県教育委員会、静岡県、油井　純平
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

### 教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第１項の規定により、次の免許状取上げ処分を行った。
平成29年９月４日　　愛媛県教育委員会
1　取上げた免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地
(1)　中学校教諭一種免許状（数学）、平21中一種第274号、平成22年３月24日、愛媛県教育委員会、立山　公平、愛媛県
(2)　高等学校教諭一種免許状（数学）、平18高一第07105号、平成19年３月31日、大阪府教育委員会、立山　公平、愛媛県
2　処分年月日　平成29年８月21日
3　失効年月日　平成29年８月24日
4　取上げの事由　教育職員免許法第11条第１項該当

## 会社その他の公告

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙は確定した最終事業年度はありません。
平成二十九年九月四日
京都市上京区丸太町通堀川西入る西丸太町
一八七番地アネックス一〇Ｆ
（甲）株式会社ウエストＳＰＣ１
代表取締役　新井　章夫
京都市上京区丸太町通堀川西入る西丸太町
一八七番地アネックス一〇Ｆ
（乙）株式会社ウエストインベスト
代表取締役　新井　章夫

### 新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＩＣＡ株式会社（住所愛知県日進市竹の山二丁目二一一一番地）、ＩＣＢ株式会社（住所愛知県日進市竹の山二丁目二一一一番地）、ＩＣＣ株式会社（住所愛知県日進市竹の山二丁目二一一一番地）、株式会社ＡＡ―ＳＴＹＬＥ（住所名古屋市千種区桜が丘二九四番地）、株式会社Ｂ―ＳＴＹＬＥ（住所名古屋市千種区桜が丘二九四番地）及び株式会社Ｃ―ＳＴＹＬＥ（住所名古屋市千種区桜が丘二九四番地）に対して当社の有価証券保有管理事業の一部に関する権利義務をそれぞれ承継させることにいたしましたので公告します。
これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はございません。
平成二十九年九月四日
愛知県日進市竹の山二丁目二一一一番地
アイシーエスビー有限会社
代表取締役　宮田　尚彦

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年九月四日
東京都大田区大森北三丁目二番四一二〇四号
合同会社ＪＡＭ
代表社員　本田　　勇

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年九月四日
東京都大田区田園調布三丁目一二番一一号
合同会社ＥＤＯＮＡ
代表社員　ロー・ダニエル

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年九月四日
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央一丁目二一番一一号
StrayCats'Lab合同会社
代表社員　工藤　　裕

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年九月四日
福岡市早良区原六丁目九番二六号
合同会社たつな
代表社員　重松　龍彦